

平成24年度第1回徳島市入札監視委員会 議事録

開催日時	平成24年 5月28日(月) 13:00~16:00	
開催場所	徳島市役所 6階 入札控室	
出席者	委員会 長地委員長、鈴木委員、成行委員、古田委員 徳島市 土木部副部長兼土木政策課長 水道局総務課長 他 関係各課・事務局職員	
審議案件	一般競争入札	4件
	指名競争入札	4件
	随意契約	2件
	合計	10件

議事概要

委 員 員	徳 島 市
市発注工事等に係る入札・契約手続の運用状況等について	
	1 対象期間 (H23. 10. 1~H24. 3. 31)の発注工事について
審議 1 <一般競争入札>矢三西雨水排水ポンプ場土木工事 (建設課)	
<p>◇ 参加資格が3者一組のJVですが、特定建設工事共同企業体取扱要綱によると、2者から5者までとありますが、3者にした理由は何ですか。</p> <p>◇ 入札額が一番低い4番と5番の者は、総合評価で逆転されていますが、主に技術提案の項目で差がついているようですが、どのようなところに違いがあったのですか。</p> <p>◇ 外部の人のチェックを受けて評価しているのですか。</p> <p>◇ このような技術提案は新しい制度ですか。</p> <p>◇ 結局、技術提案で高得点の者がとったということですか。</p> <p>◇ 評価基準として5ランクありますが、どういうふうに決めているのですか。相対的にこちらがいいというのは分かると思いますが、点数はどのようにして付けているのですか。</p> <p>◇ 2段階評価でまず素点で足していって、それを基準に合わせて点数を付けているということですか。</p>	<p>◆ 要綱の中で基本として2者か3者となっていますが、内規で原則として5億を超えている場合は3者JV、5億以下は2者JVと決めています。本案件は予定価格が5億を超えていることから3者JVとしました。</p> <p>◆ 総合評価は金額だけではなく、例えば技術提案の項目で「特に優れている」、「優れている」等で0点から40点まで5段階で点数を付けています。同様に施工計画、配置予定技術者、企業実績などをそれぞれ点数化し評価しています。大きく差がついている技術提案の項目については、事前にお題を出し、それに対する技術提案を書いています。なお、評価するには業者名を伏せ、市で評価した後、それが妥当かどうか大学の先生に確認をしてもらっています。</p> <p>◆ まず内部で技術的な内容を評価し、外部の先生にそれが妥当かどうか判断してもらっています。そこで疑義があれば、再度持ち帰って検討し直すことになっています。</p> <p>◆ 総合評価は平成20年から実施していますが、技術提案については、図書館の改修工事に続いて今回が2件目です。</p> <p>◆ 技術提案では2者が同点でしたが、金額の低い方がとりました。</p> <p>◆ 相対評価ではなく、項目を決め、良い提案があれば各項目毎に加点し、その合計点数が何点以上は40点といった点数の付け方をしています。</p> <p>◆ そういうことです。</p>

◇ということは40点、30点が無いということもあるのですね。	◆そういう場合もあります。
◇次回からは総合評価についての資料も付けてほしい。	◆そのようにします。

審議 2 <一般競争入札>北沖洲三丁目污水管渠築造工事 (11工区)
(建設課)

◇先程の案件では等級が特Aに限られていたのが、この案件では特AとAとなっている、また特例業者を除くとなっていますが、この違いはJVによるものですか、それとも金額によるものですか。	◆これは工種の違いによるものです。この工事は推進工事ですので、徳島市推進工事請負業者選定基準により、金額に応じて参加できる業者が決まっています。この案件は予定価格が4600万円ですので、土木工事の等級が特A又はAで、特例業者を除く者となります。なお、特例業者とは、推進工事の出来高が一定の条件を満たさない業者のことで、これを満たす業者を合格業者としています。
◇この基準の別表では特Aは4000万以上、Bが4000万未満となっていますが、Aが2000万以上6000万未満となっているのはなぜですか。	◆ランクとして特AからBまでありますが、一般競争入札は20者を目途にしていることから、混じる所を作っています。
◇この請負業者選定要綱の表は重複することを前提に作っているのですか。	◆その通りです。
◇上も下も重複するというのはおかしい気がしますが。	◆特Aならば全てに入れることになるので、下限を設けています。
◇例えば特Aは6000万以上、Aを4000万以上、Bを4000万未満とすればいいのではないですか。	◆そうすると6000万以上の工事が年に1、2件程度しかないため、特Aの業者に仕事がまわらなくなります。このため、上限を決めています、下に入れるようにしています。 また、土木は業者数が多いことから、運用基準で地区割りと金額を決めています。金額に応じて入れる業者が変わるため、それに依りて地区割りを変えています。またランクに応じて、それぞれ20者程度になるようにしています。 なお、推進工事については、業者数が限られていることから地区割りがなく、金額だけで分けています。
◇業者の不満を生じさせないためにそうしているということですか。	◆なるべく均等になるようにしています。
◇2者が失格となっていますが、その理由は何ですか。	◆最低制限価格によるものです。
◇失格となった会社が主要な下請け業者として入っていますが、問題はないのですか。	◆本市の場合地区発注していることもあり、入札に参加した業者が下請けに入ることを禁止していないことから、このようなケースもあると思われます。特にこの工事は地下の特殊な工事であり出来る業者が限られていることから、地下工事がメインのこの業者が下請けに入ったものと思われます。
◇他の工事でも下請けに入る会社が入札に参加し、低すぎて失格になるということあるのですか	◆一般の土木工事であれば、どこでも出来ることから、そういうことはないと思います。
◇下請けに入っていて、なおかつ元請けとして入札に参加するのはどうかと思うが。	◆この工事の場合、この業者を退けると市内に出来る者がいなくなるため、市外の業者になってしまい、市内優先の意味が無くなってしまいます。 この工事については、落札率も低かったことから、談合があったとは考えられない。

<p>◇ この事案は参加業者が多いので心配はないと思いますが、少ないところでは問題があるのではないかと思います。そのあたりの何か歯止めが必要ではないのですか。</p> <p>◇ 談合の危険性と地元優先のどちらが大事かということだと思いますが、この委員会で談合の危険性があるのを容認するようなことは言えない。</p>	<p>◆ 地元発注しており、地元の業者のほとんどが入札に参加していることから、下請けを禁止すると地元外の業者に行くことになりそれはそれで問題があると考えている。</p> <p>◆ その通りですが、市としては元請け同士は競争しているので問題は無いと考えています。</p>
---	--

審議 3 <指名競争入札>小松・宮島本浦線舗装補修工事
(道路維持課)

<p>◇ 舗装工事に使用するアスファルトを調達できる場所は限られているのですか。</p> <p>◇ 内訳を見れば、金額にかなりばらつきがあるので調達元によって差がつくのかと思ったがどうなのですか。</p> <p>◇ 業者によって入札金額の5分の1近くの差があり、若干とは言えないと思うが。</p> <p>◇ 舗装工が安いところは管理費が高くなっているが、これは入札額を幾らにしようか決めて、そこから逆算しているということですか。</p> <p>◇ 舗装工とは現場の作業員の人件費や材料費ですか。</p> <p>◇ 管理費が会社の儲けですか。</p> <p>◇ 工事終了後に入札時の内訳書と工事台帳等をチェックしているのですか。</p>	<p>◆ 市内に数社あり自由に調達できます。</p> <p>◆ この工事は簡易な舗装ではなく打換であり、そのあたりをどう取るかだと思う。工材についてはそれほど大差が無いのではないと思う。</p> <p>◆ 工材については2社とも大差は無いと思うが、古い舗装を削り、処分する費用で差がついていると思う。</p> <p>◆ 業者によって違いますが、会社の利益となる一般管理費を幾らにするかは業者の考え次第です。</p> <p>◆ そのとおりです。</p> <p>◆ 一般管理費が会社の利益となります。</p> <p>◆ していません。</p>
---	---

審議 4 <随意契約>外籠・籠線緊急補修工事
(道路維持課)

<p>◇ 現場に一番近い業者を選ぶのですか。</p> <p>◇ 緊急時に対応してくれる業者とあらかじめ協定を結んでいるのではないのですか。</p> <p>◇ 市に登録されている業者の中から選ぶのですか。</p> <p>◇ ランクは関係無いのですか。</p> <p>◇ これは緊急の工事ということですが、本格的な工事はこの後するのですか。</p> <p>◇ それは24時間体制で計測しているのですか。</p> <p>◇ 近くに民家はあるのですか。</p> <p>◇ 個人所有地でも市が工事をするのですか。</p>	<p>◆ 原則的にはそうです。ただ、緊急性を要するため、すぐ対応できる業者ということになります。</p> <p>◆ 小さいものは結んでいますが、このくらいの規模となると結んでいません。</p> <p>◆ その通りです。</p> <p>◆ 1,000万円未満なので全ての業者が入れます。</p> <p>◆ ケースバイケースではありますが、この場所は今でも地盤が動いていることから現在も計測中の状態です。</p> <p>◆ 当初は定期的に計測していましたが、現在は大雨が降った時などに限っています。</p> <p>◆ あります。ただ、民家が無くても道路があれば対応しなくてはなりません。</p> <p>◆ 前面が道路であることから、緊急補修工事については市が工事することになります。</p>
---	---

審議 5 <一般競争入札>沖洲小学校増改築工事基本設計業務
(教育総務課)

◇増改築というのは児童数が増えたことによるものですか。	◆老朽化による全面建て替えです。
◇建て替えということは、津波の想定とかは折り込まれているのですか。	◆県の暫定数値では浸水の高さは2～3mとされていることから、それで大丈夫な高さで検討をしています。
◇委託業務概要は入札に当たって意味のあることなのか。設計であれば全体の面積さえ分かっているから出来たのではないのですか。	◆平米単価が幾らというのがあり、基本設計の段階で総予算の目途を決める必要があります。
◇校舎がどうこう、体育館がどうこうというのは関係があるのですか。	◆部分部分で補強面積が決まっており、基本設計の段階である程度合わせておく必要があります。
◇設計についての入札ですよ、工事とは関係無いのですよね。	◆この条件でまとめてほしいということ、この段階で伝えておく必要があります。契約してから何平米の業務ですという訳にはいきません。
◇業務量は総面積が分かるのは分かるが、屋内運動場が幾ら、校舎が幾らというまで必要なのですか。	◆体育館で言えば面積により構造計算が変わりますが、構造計算をする業者から見積もりをもらう必要があり、内容によってその金額が変わることから、あらかじめ事前に内容を伝えておく必要があります。
◇設計に当たっての経費にはね返るものなのですか。	◆構造計算や設備設計を専門業者に outsourching する場合があり、その経費は面積等によって変わってきます。
◇単に図面を引くだけではないのですね。	◆柱間を何mですと金額が安くなるかを構造建築士さんに聞いて決めて置く必要があります。
◇図面を引くための費用ですよ。	◆全ての情報を集めてから応札する必要があります。
◇それは入札額を決めるのには反映しないのではないのですか。	◆事前に予約しておくという意味もあります。
◇作業手順を知らせておく必要があるということですか。	◆取り掛かってもらうことへの見積もりです。
◇基本設計とは実際に工事に入るとこれに幾らかかるという見積もりまで必要とするものですか。	◆前もって案内して構造建築士さんとタイアップしてやっていく必要があります。
◇基本設計とは次の工事に即繋がるものですか。	◆基本設計の後、実施設計、工事の順になります。
◇実施設計はまた別に入札するのですよね。	◆別に入札になります。
◇基本設計と実施設計とでは作業量を比較すればどうなるのですか。	◆作業時間でいうと実施設計の方がはるかにかかりません。実施設計は工事用の図面を引くという点で手間がかかるが、知恵的なものはいらぬ。逆に基本設計では図面を引く手間はいらぬが頭脳を使う仕事であり、単純に時間数だけでは比較できません。
◇内訳をみると人件費、諸経費、技術料等経費となっていますが、私のイメージでは人件費がほとんどだと思っていましたので、どういう風にはね返るのかが、分からなかった。	◆直接人件費の1倍が諸経費で、その合計の20%以内が技術料経費とする国からの委託料の算定基準があります。9番の者は直接人件費が620万円で、諸経費が250万円あり、市の積算と違いますが、その内訳が分からないのでなんとも言えません。
◇直接人件費とは建築士の人件費のことですよ。少なくとも内容は関係ないのではないのですか。	◆何人が何日かかるということが必要になります。

<p>◇ そうなると校舎とか体育館とかの内訳は関係ないのではないですか。</p> <p>◇ 建物を建てる時は必要であるが、設計では関係ないのではないか。何人で分担するかどうかではないのですか。</p> <p>◇ 一般の家であれば、設計図を引くときに依頼主と相談しながら決めていくと思う、事前に決めている人は少ないのではないか。</p> <p>◇ 現場を見に行くことはあるのですか。</p> <p>◇ 先にある程度の図面があるのですね。それを基に設計をするということですね。そういうことであれば話は解りました。</p> <p>◇ 5番の者以外は同じような金額になっていますが、何か情報があつたのですか。</p> <p>◇ もし、予定価格の99%で入れてきた業者があれば、その業者以外全て失格になり、その業者が落札した可能性があつたということですね。</p> <p>◇ 予定価格は公表されているのですか。</p> <p>◇ 広さと種類が分かれば、ある程度金額が出るものですか。</p> <p>◇ だから諸経費が高いのですね。</p>	<p>◆ 内容が分かっていなければ、何日かかるかということが分からない。</p> <p>◆ 校舎、体育館、給食室では難しさが違い、その内訳が分からないと費用が分からない。</p> <p>◆ ある程度条件は言っておく必要があるのではないか。台所や風呂といった設備にこだわっている人かどうかで話が変わってくる。敷地内にそれぞれ別棟で建てるもので、内訳を書いておかなければ校舎と給食室では全然内容が違ってきます。</p> <p>◆ ありません。全て書類だけで判断してもらっています。そのため、図面と設計書を公開しています。</p> <p>◆ 予定価格から逆算すれば、ある程度の最低ラインが分かるため、その近くで応札した業者が多かったものと思われます。</p> <p>◆ その可能性はありました。いつも指摘されている最低制限価格の計算方法による問題点です。</p> <p>◆ 公表しています。</p> <p>◆ そういう場合もあれば、予定価格から逆算した者もいると思います。また、コンサルであり原材料費がいらぬこともあり、安く入れてくる者もあると思います。ただ、今回の案件は既に一度出来ていたものを震災の影響を受け大幅に見直すことになり、地元の関係者との話し合いの集約も含んでいます。そうしたことから建築士の専任の要件を付けています。これにより諸経費が高くなることが考えられます。</p> <p>◆ 業者がどう考えるかです。</p>
--	--

審議 6 <指名競争入札>北部浄化センター凝集剤注入設備設計業務
(北部浄化センター)

<p>◇ 辞退者が多いが何か理由はあるのですか。</p> <p>◇ 予定価格近辺で入れている業者が多いのも、そういうことですか。</p> <p>◇ 指名ということで市外という条件を付けたのですか。</p> <p>◇ 市内に営業所があるかどうかは関係ないのですか。</p> <p>◇ こうなると、以前のように最低制限価格でずらりと並びくじになっていた方がフェアではないのですか。やはり最低制限価格の算出方法に問題があるのではないですか。</p>	<p>◆ 特殊な業務であり、出来る業者が限られると思います。県外の土木コンサルタント業者を指名していますが、指名した業者の中には専門分野が違う業者もあり、そういったところが辞退したものと思われます。</p> <p>◆ そういうことだと思います。結果として出来る業者の多くが失格となってしまったと思われます。</p> <p>◆ 特殊な業務であり、市内に出来る業者があるとは考えられないことから、市外業者を指名しました。</p> <p>◆ 関係ありません。</p> <p>◆ 毎回指摘されている問題であり、現在検討中です。</p>
---	---

◇それはいつ頃この委員会で報告してくれるのですか。	◆県は既に積み上げ方式に変更しておりますが、いろいろ問題点もあり、見直しをしている状況であり、市としても県の動向を見ながら、こういった形にするか検討しているところです。
---------------------------	--

審議 7 <随意契約>眉山・西部観光線災害応急設計業務
(道路建設課)

◇これも台風による災害ですか。	◆台風15号によるものです。山が崩れてきており、地質調査が出来、すぐに対応出来る業者に頼んでいます。
◇予定価格も無いのですか。	◆無いです。とにかく、すぐに着手してもらう必要がありました。
◇災害復旧関係の予算は国からの補助が付くのですか。	◆国の補助を受けるためには、災害から約2カ月後にある災害査定を請ける必要があるのですが、その前に正確な金額を出さなくてはいけないため、早急に着手する必要がありました。
◇何社かに依頼したのですか。	◆地質調査と設計の両方出来る業者に当たりましたが、既に県とかの仕事を請けており、すぐに対応出来たのがこの会社でした。
◇これは設計ですが、工事はどうするのですか。	◆国の災害査定を受け、金額を確定させてから工事を発注することになります。この件については、12月に査定を受け、その後設計をし、3月に入札をし、現在、工事をしているところです。
◇応急仮復旧工事は、しなかったのですか。	◆土砂崩れの規模が大きく、仮復旧だけでは危険だと判断し、本格的な工事を待つことにしました。
◇工事は予算的には明許繰越となるのですか。	◆そうなります。

審議 8 <一般競争入札>排水処理監視設備工事
(水道局)

◇最初は1業者しかなくて、条件を緩めて2業者になったのですか。	◆はい、その通りです。
◇一般競争入札の場合の公告なのですが、入札に付する事項の工事概要として、新設機器とか機能増設機器とか並べていますけど、業者が金額を見積もるときこれだけでは見積もれないと思います。入札心得では、関係の設計図とかその他の物をよく見た上で入札するようになってくるのですが、ここにはそれについて触れてないですね。入札の公告は一般的にこう書くのですか。具体的に別途設計図書が有るといって見ないのでしょうか。	◆P8の5番の設計図書の販売及び期間に書いてあります。販売店に設計図書を買ってもらい中を見ていただいています。
◇入札にあたっての関係資料というのは、工事概要及びこの設計図書となるのですね。	◆設計図書を見ていただいて、積算していただいております。
◇図面を業者は買いにくるのですか。	◆印刷業者にFAXで注文してもらい、後日に宅急便などで注文した業者に届くようになっていきます。
◇この2者で顔を合わせる事はないのですね。	◆その場所で他の業者と会うことはないです。
◇どこの業者が注文したかは分からないのですね。	◆印刷業者に漏らさないように契約しております。印刷業者に設計図書を返却してもらう時に、申込書の半券をいただいております。
◇情報等が漏れないようにしているのですね。	◆電話等で問い合わせが有っても言わないようにしております。

<p>◇ 落札率が高いようですけど、それは業者の数が少ないのも影響してるのですか。</p> <p>◇ 機器の代金がほとんど占めるのですか。機器を徳島市水道局が指定するのですか。</p> <p>◇ 業者にしてみたら、あまり利益がないように思えるのですが。</p>	<p>◆ 影響しているかもしれませんが、それは分かりません。</p> <p>◆ 工事によって色々あるのですけれど、今回の工事に関しましては、ろ過装置の実績を重視してしまっていて、例えば金額が高くても水道局の排水処理設備として適合しているのかという事を考えまして、現在はリース契約で、仮設ろ過装置を設置しています。その装置の実績があり近い機器を採用したいということで、設計の中に取り入れさせてもらっています。</p> <p>◆ それはあるかもしれませんが。企業として自主設計して、自主製作するのが多いので、利益が出ない可能性もあります。</p>
--	---

審議 9 <指名競争入札>徳島環状線川内工区（23-6）配水管布設替工事
(水道局)

<p>◇ P26の業者なんですけど、事件後にチェック体制とか替えられましたか。</p> <p>◇ 以前はそのような事はしていなかったのですか</p> <p>◇ 材料とかは水道局が支給するのですか。</p> <p>◇ 仕切弁とか空気弁とかの弁は支給ですか。</p> <p>◇ この工事につきましては、設計図書を購入するのではなくて、総務課に行くようになっていますが。</p> <p>◇ その区別は価格とかで変わるのですか。</p> <p>◇ 指名の時は、業者同士が鉢合わせると思いますが、それは仕方がないのですか。</p> <p>◇ 指名される業者はどこか分かるのですか。</p> <p>◇ 水道の場合は、地区で限定する指名をしたりするのですか。</p>	<p>◆ 交通安全員の実績報告書を徳島市と同じように毎月出すようにしました。その他に警備保障会社の印などを押した書類を出させています。</p> <p>◆ 徴収はしていましたが、毎月毎ではしていませんでした。今年の1月分から徳島市と同じ書類を使わせています。</p> <p>◆ 150mm以上の配水管材料については支給をしています。</p> <p>◆ それも口径毎によって変わってきます。消火栓も支給となっています。消火栓につきましては、一般的に流通している消火栓とは違っていて、一般的な物はマチノ式という物なのですが、徳島市はハッカー式という物を採用してまして、全国的には珍しいという事もありますので支給しています。</p> <p>◆ 総務課の閲覧所設計図書を閲覧していただき、閲覧確認簿に確認印を押してもらい、指名通知書を受け取りと同時に、受け取りの受領印を押していただいております。</p> <p>◆ 指名競争入札は予定価格一千万円未満となっております。閲覧となります。一千万以上になりますと、一般競争入札となりますので、設計図書を購入していただくようになります。</p> <p>◆ はい、そうです。</p> <p>◆ 工事高によりまして、指名か一般に分かれるのですが、先ほど言いましたとおり、一千万円以上が一般競争入札ということで、水道局の配水管業者につきましては、A、B、Cと3クラスに分けています。今回は500万円未満という事でしたので、Cクラスの12社、全社を指名となっています。それで、どこの業者が閲覧に来ているのかは分かります。</p> <p>◆ そのような事はしていません。</p>
--	--

◇ 業者の絶対数が少ないからしていないのですか。	◆ 配水管布設業者は全体で35社で少ないです。地域選定ということで工事現場から半径500m以内に事務所があれば、その業者も一緒に指名したりする事もあります。
--------------------------	--

審議 10 <一般競争入札>徳島市重要給水施設配水管設計業務（3）
(水道局)

◇ 業務委託変更契約書の事なのですが、これは最初の入札に入ってなかった業務ですか。	◆ これは、追加業務を含み、設計箇所の変更が含まれています。測量調査業務が少し追加になったとか、設計箇所の変更によって測量調査業務を追加したという事です。
◇ 金額とかはどのようにして決めるのですか。追加の場合は水道局がこの金額でしてくださいと言うのですか。	◆ 設計は水道局がして、変更の場合は双方と協議する事になっておりますので、このくらいの数量でこれだけの業務を追加しますと協議し、決定していきます。
◇ 業者は見積もりを出してきたりするのですか。	◆ 元の請負率で変更した分を出していきます。
◇ 一般競争入札参加資格審査結果表の中で、この業者は、技術者を常駐させていないため資格は無いと判断したのは、何を元にしてしているのですか。	◆ 審査を行う時に、電話をして確認しました。
◇ 会社が近県にあって、時々、徳島市に来るとかは常駐に含まれないのですか。	◆ 常駐にはなりません。
◇ そういったのをチェックできるのですか。技術者が近県にいて、徳島とそこで兼ねているとかは水道局ではチェック出来ているのですか。	◆ 電話などをして確認しております。
◇ 虚偽の申請の場合はどうなるのですか。指名停止とかになるのですか。	◆ 徳島県や徳島市などの事案を参考にして、指名停止等の措置を考えさせていただいていますが、今までに虚偽の申請があった事はありません。
◇ 資格を持っているとかは確認しているのですか。	◆ 申請書に資格の有無を書きいただいております。
◇ 設計に300日もかかるのですか。	◆ 国庫補助のサイクルが、前の年度に概算要望を出して、4月に内示がきます。それから設計をしたり申請業務をいたします。また、工事に時間がかかり、変更設計業務も入っておりますので、それだけの日数がかかります。
◇ 事業として、年度をまたいで継続するようになるのですか。	◆ 4月から発注しますと当年度に間に合わない可能性がありますので、このようにしました。
◇ 石綿管はないのですか。	◆ 配水管としてはないです。

指名停止等の運用状況について

	<p>1 対象期間(23.10.1~24.3.31)の指名停止について</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 1業者に対し、指名停止措置を行った。(土木政策課) ◆ 1業者に対し、指名停止措置を行った。(水道局)
◇ 先程の水道局には聞いたが、市の交通誘導員のチェック体制はどうなっているのですか。	◆ 水道局と同じです。
◇ これは1件と考えるのですか、2件と考えるのですか。	◆ 徳島市と水道局は別々に登録しており、それぞれが指名停止としたものです。
◇ 処分については合同で協議して決めるのですか。	◆ この件については市の工事での問題であり、市が決め、それを受けて水道局が決めました。

<p>◇ 県も同じ考えですか。</p> <p>◇ 指名停止の他に、損害賠償とかは求めなかったのですか。</p> <p>◇ 工事はやり直すのですか。</p> <p>◇ 水道局はどういった要件で指名停止としたのですか。</p> <p>◇ 今回の件は市の工事であり、調査したのは市だと思いますが、その情報に基づいて水道局が処分することには問題ないのですか。</p>	<p>故意による手抜き工事ということで粗雑工事、水増し請求したということで契約違反に該当しました。また複数回、複数年に渡り手抜き工事を行ったとして加算措置を取ったものです。</p> <p>◆ 県は対象工事が1件であり、9カ月の指名停止でした。</p> <p>◆ 過払い分についての損害賠償は、発注課が請求しています。</p> <p>◆ 今回は、やり直す必要はないとのことでした。</p> <p>◆ 市と同じです。</p> <p>◆ 水道局の指名停止措置要綱の中に「局工事とは市の工事を含む」とあり、市が認定した内容に基づいて処分することに問題はありません。</p>
---	--

談合情報への対応状況について

	<p>1 対象期間(232.10.1~24.3.31)の談合情報について</p>
<p>◇ 談合情報があったことを踏まえて業者が入札した可能性はないのですか。</p> <p>◇ もしそうだとすれば、やろうとしたことへの評価が必要ではないのですか。</p> <p>◇ 事情聴取をしなかったのは何故ですか。</p> <p>◇ 通報があったことを前提に別の動きがあったとすれば未遂の可能性があるのではないのですか。</p> <p>◇ 事情聴取をすることで業者に不利益を与えるのであれば別だが、デメリットがないのであれば事情聴取はすべきではなかったのですか。</p> <p>◇ マスコミにはいつ出たのですか。</p> <p>◇ それならば、なおさら別の動きがあったのではないのですか。</p> <p>◇ デメリットがないのであれば、事情聴取はすべきではないのですか。</p> <p>◇ 別の動きをしたからではないのですか</p>	<p>◆ 可能性としてはあったと思います。</p> <p>◆ 談合しようとしたかどうかの判断が難しいと思います。</p> <p>◆ 最初の段階では業者名はイニシャルで、金額も入ってなかったことから、結果を見なければ分かりませんでした。開札後も総合評価の案件であり、採点してみなければどこがとれるのか分からないような状態であり、談合があったとは考えにくかった。</p> <p>◆ どこがとれるのか分からないような状態であり、未遂かどうか分からない状態でした。</p> <p>◆ デメリットはありませんが、情報の信憑性が高いかどうか判断する必要があると思います。通報者の名前も無く、金額も無かったことや、既にマスコミに出ていることもあり、具体的な内容が無かったことから、事情聴取は必要無いと判断しました。</p> <p>◆ 見守り隊からの情報であり、ほぼ同時期に出ました。</p> <p>◆ 別の動きがあったとしても、談合しようとしていれば取る可能性があるが今回はそうは考えにくかった。</p> <p>◆ こういうケースはよくありますが、言ってきた人がはっきりしません。通報者がはっきりしている場合は対応しますが、今回は匿名であり、総合評価で変わる可能性もあったことから、事情聴取は必要無いと考えました。</p> <p>◆ 別の動きがあったとしても、とれなければ意味が無いため、今回は事情聴取をする必要までは無いと判断しましたが、今後については検討したいと思っています。</p>

◇ いいかげんな通報だとしても、それは白ということを確認する意味で事情聴取をするべきではなかったのですか。しなかったことでかえって工事の発注の手続きで何かあるのではないかとの疑念が出てくるのではないですか。通報がいいかげんだということを前提にして対応するのはまずいと思う。

◆ わかりました。今後、対応を考えておきます。